

登録商標「KOREKARADA」無効審決取消請求事件：知財高裁令和2(行ケ)10047・令和3年1月20日(1部)判決<請求棄却>➡特許ニュース No. 15360

【キーワード】

商標の類似（文字＝外観・称呼・観念），商標法4条1項11号（非類似の商標），商標法4条1項15号（商品出所の混同なし）

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告（株式会社マルサプリ）は，以下のとおりの登録第6074049号商標（以下「本件商標」という。）の商標権者である（甲1，51）。

商標の構成	KOREKARADA（標準文字）
登録出願日	平成30年6月19日
登録査定日	平成30年8月7日
設定登録日	平成30年8月24日
指定商品	第5類「サプリメント」

(2) 原告（株式会社健人）は，令和元年11月6日，本件商標について商標登録無効審判を請求した（甲51）。

特許庁は，上記請求を無効2019-890065号事件として審理を行い，令和2年3月18日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をし，その謄本は，同月26日，原告に送達された。

(3) そこで，原告は，令和2年4月18日，本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起したのである。

2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は，別紙審決書（写し）記載のとおりである。

その要旨は，①本件商標と「ココカラダ」の文字を標準文字により書してなる登録第5569271号商標（登録出願日平成24年10月10日，設定登録日平成25年3月29日，指定商品第5類「サプリメント」。以下「引用商標」という。甲2，53）は，観念において比較できない上，外観において明確に区別でき，称呼において明瞭に聴別できることを総合すれば，相紛れるおそれのない非類似の商標というべきであるから，本件商標は，商標法4条1項11号に該当しない，②別紙記載1及び2の各標章（以下，それぞれを「使用標章1」，「使用標章2」という。甲3，6）又は引用商標は，本件商標の登録出願時及び登録査定時において，原告の業務に係る商品を表示する商標として，需要者の間に広く認識されていたとは認められないこと，本件商標と引用商標は，上記のとおり，相紛れるおそれのない非類似の商標であって，別異のものであり，本件商標と使用標章1又は使用標章2は，外観，称呼及び観念の

観点から総合勘案して相紛れるおそれのないものであって、別異のものであることからすると、本件商標をその指定商品「サプリメント」について使用したときに、これに接する需要者が原告や使用標章1、使用標章2又は引用商標を連想、想起することはなく、その商品が原告又は原告と経済的若しくは組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのように、その商品の出所について混同を生ずるおそれはないから、本件商標は、同項15号に該当しないというものである。

【判 断】

1 取消事由1（商標法4条1項11号該当性の判断の誤り）について

(1) 引用商標の周知性について

原告は、原告による引用商標を付した「ココカラダ」の商品の販売実績及び積極的な広報プロモーション活動によって、引用商標は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る商品を表示するものとして、需要者であるスポーツ愛好家の間に広く認識され、周知であったから、引用商標の周知性を否定した本件審決の判断は誤りである旨主張するので、以下において判断する。

ア 本件商標の指定商品「サプリメント」は、「栄養補助食品。体に欠乏しやすいビタミン・ミネラル・アミノ酸・不飽和脂肪酸などを、錠剤・カプセル・飲料などの形にしたもの。サプリ。」（広辞苑（第七版））をいい、いわゆる「健康食品」に分類されることからすると、需要者は、一般消費者であるものと認められる。

したがって、需要者をスポーツ愛好家のみに限定する原告の主張は採用することができない。

イ 証拠（甲3、6ないし11、16、19ないし50）及び弁論の全趣旨によれば、①原告は、株式会社コーワリミテッド（以下「コーワリミテッド」という。）とともに商品の企画開発を行い、平成24年（2012年）4月12日、「ココカラダ クエン酸粉末飲料 500g」を発売した後、平成25年（2013年）2月2日に「ココカラダ 非変性Ⅱ型コラーゲン 60粒」を、平成27年（2015年）2月16日に「ココカラダ 10g×7包」を、同年5月18日に「ココカラダ アミノ酸 5g×30包」を、平成29年（2017年）7月1日に「ココカラダ 濃縮ウコンプラス 90粒」及び「ココカラダ HMB FULL MAX 240粒」を発売したこと、②「ココカラダ クエン酸粉末飲料 500g」及び「ココカラダ 10g×7包」のパッケージには、別紙記載1のとおり、赤色で表された「ココ」の文字と「カラダ」の文字とを2列に縦書きに書してなる使用標章1（甲3、9、10）が、「ココカラダ 非変性Ⅱ型コラーゲン 60粒」のパッケージには、青色を背景色とする白抜き文字の「ココ」と「カラダ」とを2列に縦書きに書してなる標章（甲3、24）が、「ココカラダ アミノ酸 5g×30包」及

び「ココカラダ HMBFULL MAX 240粒」のパッケージには、赤色を背景色とする白抜き文字の「ココ」と「カラダ」とを2列に縦書きに書してなる標章（甲3，11，24）が付されていること，③原告は、「ココカラダ」の商品の公式ウェブサイト（甲8，9）を開設していること，④原告又はコーワリミテッドは，スーパーマーケット，ドラッグストア，ダーツバー，ネットカフェ，ビリヤード遊技場などに使用標章1等を付した原告の商品を販売していることが認められる。

一方で，原告提出の「ココカラダブランド販売開始からの実績」と題する書面（甲50）には，16種の商品について，「2012年4月～2020年9月まで」の約8年6か月間における販売数量が合計9万9482個，税抜売上合計額が1億6316万5480円である旨の記載があるが，このうち，上記①の商品については，販売数量が合計3万0891個，税抜売上合計額は9859万3180円であり，1年当たりでみると，販売数量は約3634個，税抜売上合計額は約1159万9198円にとどまっている。また，サプリメント市場全体の市場規模や原告の商品のシェアについての主張立証はない。

そうすると，原告による使用標章1等を付した原告の商品の販売実績から，需要者である一般消費者はもとより，スポーツ愛好家の間においても，当該商品が広く認識されていたことを根拠付けることはできない。

ウ 次に，原告は，使用標章1等を付した原告の商品に係る広報プロモーション活動として，原告が，ダーツ，ビリヤード，ボクシング，フットサル，格闘技（K1）といったプロスポーツ選手をサポートし，中でもダーツやビリヤードは，日本ランキング1位の選手を含む多数の選手のスポンサーを務めており，選手が試合で着用するユニフォームの肩や胸の部分には，「ココカラダ」のロゴが掲載されていること，スポーツ選手以外にも，有名な歌手・モデルをイメージタレントに起用して，パンフレットの作成配布，都心での動画広告，イベントの開催参加といった大きなプロモーションを行ってきたことなどを挙げ，これに沿う証拠（甲6，16，24ないし32等）もあるが，パンフレットの配布数量，動画広告の具体的な状況，イベントの具体的な開催状況等についての具体的な主張証拠はないことに照らすと，原告が挙げる証拠から，需要者である一般消費者はもとより，スポーツ愛好家の間においても，使用標章1等を付した原告の商品が広く認識されていたことを根拠付けることはできない。

エ 以上によれば，原告による使用標章1等を付した原告の商品の販売実績及び広報プロモーション活動によって，当該商品が，本件商標の登録出願時及び登録査定時において，需要者である一般消費者はもとより，スポーツ愛好家の間においても，広く認識されていたものと認めることはできないし，ましてや，引用商標が原告の業務に係る商品を表示するものとして，需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできない。他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の前記主張は理由がない。

(2) 本件商標と引用商標の類否について

ア 本件商標は、「KOREKARADA」の欧文文字10字を標準文字で書してなり、その構成文字に相応して「コレカラダ」の一連の称呼が自然に生じる。

本件商標を構成する「KOREKARADA」の文字は、一般の辞書等に掲載されていない造語であるが、その称呼の「コレカラダ」から「今からだ」ほどの意味合いを連想、想起させるものと認められる。

イ 引用商標は、「ココカラダ」の片仮名5字を標準文字で書してなり、その構成文字に相応して「ココカラダ」の称呼が生じる。

引用商標を構成する「ココカラダ」の文字は、一般の辞書等に掲載されていない造語であるが、その構成文字から「ここ（この場所）からだ」あるいは「ここ（この時点）からだ」ほどの意味合いを連想、想起させるものと認められる。

ウ 本件商標と引用商標を対比すると、本件商標は、「KOREKARADA」の欧文文字10字からなるのに対し、引用商標は、「ココカラダ」の片仮名5字からなるものであり、このような構成文字の種類及び文字数の差異から、両商標は、外観上明瞭に区別することができ、外観において明らかに相違する。

次に、本件商標からは「コレカラダ」の称呼が生じるのに対し、引用商標からは「ココカラダ」の称呼が生じるどころ、語頭の「ココ」と「コレ」の音の違いによって両者は明瞭に聴別できるから、両商標は、称呼において明らかに相違する。

以上のとおり、本件商標と引用商標は、外観及び称呼において明らかに相違することに照らすならば、本件商標から「今からだ」ほどの意味合いを連想、想起させ、引用商標から「ここ（この時点）からだ」ほどの意味合いを連想、想起させる点で観念において類似する面があることを勘案しても、本件商標と引用商標を本件商標の指定商品「サプリメント」に使用したときに、その出所について誤認混同を生じるおそれがあるものと認めることはできないから、本件商標は、引用商標に類似する商標であるということとはできない。

したがって、本件商標は、商標法4条1項11号に該当するものとは認められない。

エ これに対し、原告は、本件商標と引用商標は、外観は相違するが、称呼が類似し、観念が同一であること、引用商標は、原告の業務に係る商品を表示するものとして、需要者であるスポーツ愛好家の間に広く認識されているという取引の実情があることをも考慮して全体的に考察すれば、本件商標と引用商標が本件商標の指定商品「サプリメント」に使用された場合には、その商品の出所について誤認混同が生ずるおそれがあるから、本件商標と引用商標は全体として類似している旨主張する。

しかしながら、前記(1)認定のとおり、引用商標は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る商品を表示するものとして、需要者の間に広く認識されていたものとは認められない。

また、前記ウ認定のとおり、本件商標と引用商標は、外観及び称呼において明らかに相違することに照らすならば、観念において類似する面があることを勘案しても、本件商標と引用商標を本件商標の指定商品「サプリメント」に使用したときに、その出所について誤認混同を生じるおそれがあるものと認めることはできない。

したがって、原告の上記主張は採用することはできない。

(3) 小括

以上のとおり、本件商標は商標法4条1項11号に該当するものとは認められないから、これと同旨の本件審決の判断に誤りはなく、原告主張の取消事由1は理由がない。

2 取消事由2（商標法4条1項15号該当性の判断の誤り）について

(1) 本件商標の商標法4条1項15号該当性について

原告は、①引用商標は、「ここからだ」、「まだまだ諦めない」という意味も含有した造語であり、独創性があること、②引用商標は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る商品を表示するものとして、需要者であるスポーツ愛好家の間に周知であったこと、③本件商標と引用商標は、少なくとも称呼や観念において類似する面があること、④引用商標を付した原告の商品と本件商標を付した被告の商品は、商品の用途や目的、成分、用法、販売方法等において共通し、同一又は密接な関連性を有するものであり、需要者が共通すること、⑤本件商標を付した被告の商品のパッケージは、原告の商品のパッケージと比べて、形状、図柄、キャッチコピーなどその外観において類似点が多く、広報プロモーション活動の方法も似通っていること、⑥本件商標の指定商品「サプリメント」は、スポーツ愛好家が日常的に摂取する性質の商品であり、その需要者が特別の専門的知識経験を有する者ではないから、これを購入するに際して払われる注意力は、さほど高いものではないことを総合的に考慮すると、本件商標を上記指定商品に使用したときは、その商品が原告の商品と誤認混同する可能性があり、本件商標は、原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標であり、商標法4条1項15号に該当するから、これを否定した本件審決の判断は誤りである旨主張する。

しかしながら、前記1(1)認定のとおり、引用商標は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る商品を表示するものとして、需要者の間に広く認識されていたものとは認められず、また、前記1(2)ウ認定のとおり、本件商標と引用商標は、観念において類似する面があるといえるものの、外観及び称呼において明らかに相違する。

そうすると、その余の点について判断するまでもなく、本件商標をその指定商品「サプリメント」について使用したときに、これに接する需要者がその商

品が原告又は原告と経済的若しくは組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのように、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあるものと認めることはできない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(2) 小括

以上のとおり、本件商標は商標法4条1項15号に該当するものとは認められないから、これと同旨の本件審決の判断に誤りはなく、原告主張の取消事由2は理由がない。

3 結論

以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、本件審決にこれを取り消すべき違法は認められない。

したがって、原告の請求は棄却されるべきものである。

【論 評】

1. 本件において、原告が登録無効審判請求の対象とした商標は、平均的日本人であれば「コレカラダ」と明確に称呼することができるローマ字から成るものであるところ、これに対し、原告が類似として引用した登録商標は「ココカラダ」というカタカナ書きの文字であり、また指定商品はいずれも「第5類 サプリメント」という共通の商品である。

すると、平均的日本人である需要者には、基本的に標章自体には類似性がない以上、本件商標は引用商標とは非類似の商標であり、別異の商標であり、たとえ指定商品が同一であったとしても、商品出所の混同を生ずるおそれはないから、法4条1項15号の規定には該当しないものと判断したのである、妥当な判断といえるだろう。

2. その審決に対して知財高裁においてはさらに、原告による使用標章が、需要者であるスポーツ愛好家間に周知になっていたと認めることはできないと認定したのである。

また、本件商標と引用商標との類否については、一方は欧文文字10字から成るのに対し、他方は片仮名5字から成るものだから、文字数の差異からも両商標は外見上明確に区別できる以上、外観上は相違すると認定したのである。

したがって、本件商標が法4条1項11号に該当するという原告の主張は認められないとして、審決の判断に誤りはないと判断したのである。

3. さらに、商標法4条1項15号の該当性については、両者は観念において、やや類似する面があるといえるものの、外観及び称呼においては明らかに相違すると認定したのである。

けだし、結果的にはその商品の出所について、需要者が混同を生ずるおそれはないというのであるから、法4条1項15号の規定への該当性はないと判断し

たのである。

したがって、原告主張の取消事由にはいずれについても理由がない以上、審決を取り消す違法性はないと判断されたのである。

4. 最後に余談ではあるが、企業が使用したい標章の選択について一言申し上げておきたい。それは、「これからだ」とか「ここからだ」と称呼するような日本人の誰もが使用するような日常語を標章として使用することの是非である。それも商標登録をして独占したいという意思に対する評価である。

独占的に使用したい標章であるならば、表現語自体が創作性を有する日本語であってもらいたいことを希望するのは、筆者のエゴであろうか。商標法は創作保護法の一分野を占めている法域なのである。

〔牛木 理一〕

[本 件 商 標]

(190) 【発行国・地域】 日本国特許庁 (JP)
(450) 【発行日】 平成30年9月18日 (2018. 9. 18)
【公報種別】 商標公報

K O R E K A R A D A

(111) 【登録番号】 商標登録第6074049号 (T6074049)
(151) 【登録日】 平成30年8月24日 (2018. 8. 24)
(541) 【登録商標 (標準文字)】
(500) 【商品及び役務の区分の数】 1
(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第5類 サプリメント

【国際分類第11版】

(210) 【出願番号】 商願2018-80375 (T2018-80375)

(220) 【出願日】 平成30年6月19日 (2018. 6. 19)

(732) 【商標権者】

【識別番号】 518217729

【氏名又は名称】 株式会社マルサプリ

【住所又は居所】 長野県長野市若里1丁目21番25号

(740) 【代理人】

【識別番号】 100119378

【弁理士】

【氏名又は名称】 栗原 弘幸

【早期審査対象出願】

【法区分】 平成23年改正

【審査官】 旦 克昌

(561) 【称呼 (参考情報)】 コレカラダ

【検索用文字商標 (参考情報)】 KOREKARADA

【類似群コード (参考情報)】

第5類 32F15

(別紙)

1 使用標章 1



2 使用標章 2

